

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一七年一月七日法律第一二二号)

一、提案理由(平成一七年一〇月二〇日・衆議院安全保障委員会)

大野国務大臣 　ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の給与について所要の措置等を講ずるものであります。

すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じて防衛参事官等、自衛隊教官及び自衛官のすべての俸給月額を改定するとともに、号俸構成を改めることとし、また、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を改定するとともに、営外手当についても改定することといたしております。

第二点は、退職の際に特別昇任した自衛官について退職手当等が増加しないよう規定の整備を図ることといたしております。

第三点は、一般職の職員と同様に新たに地域手当を設け、地域手当の級地に応じて定める割合を俸給等に乗じて得た額を支給すること等としております。

以上のほか、職員の昇給について、一般職の職員と同様に、政令で定める日に、同日前一年間の勤務成績に応じて行うとともに、医師または歯科医師である自衛官に対する俸給月額の特例について規定することといたしております。また、附則において、施行期日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院安全保障委員長報告(平成一七年一〇月二一日)

浜田靖一君 　ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、防衛庁職員の給与について、一般職の国家公務員の例に準じて防衛参事官等俸給表等の俸給月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、防衛参事官等俸給表、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定するとともに、号俸構成を変更すること、

第二に、営外手当の月額を改定すること、

第三に、防衛大学校等の学生の学生手当を改定するとともに、学生に支給する期末手当を改定すること、

第四に、昇給の基準及び医師または歯科医師である自衛官の俸給月額の特例に関する規定を整備すること、

第五に、一般職の国家公務員の例に準じて調整手当にかえて地域手当を新設すること、第六に、退職の日に昇任した職員の俸給に関する特例を定めること等であります。

本案は、去る十月五日日本委員会に付託され、昨二十日大野防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、本二十一日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成一七年一〇月二八日）

林芳正君 ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、号俸構成を変更するとともに、調整手当に替えて地域手当を新設すること、退職の際に特別昇任した自衛官について退職手当等が増加しないよう規定を整備すること等を内容とするものであります。

委員会におきましては、給与構造改革と自衛官給与の在り方、給与構造改革に伴う予算節減効果、自衛官の退職時特別昇任の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。